

地域再生計画（地方創生道整備推進交付金）中間評価調査書

都道府県名	長野県	事業実施主体	阿南町	地域再生計画名	地域が元気で時代にあった安全・安心なまちづくり計画
計画期間	令和4年度～令和8年度	評価責任者	阿南町建設環境課 建設林務係長 佐々木		

①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	地域再生計画の目標		基準値		中間目標値		最終目標値		中間評価	達成状況		中間目標値の実現状況に関する評価
	目標	内容	基準年度	最終年度	年度	中間実績	基準年度	最終年度		指標 総数	達成 数	
目標1	キャンプ場利用者人数の増加	5,800人	R2	6,520人	R6	9,300人	7,000人	R8	○			中間目標数値以上となっており、目標達成の見込みである。
目標2	かじかの湯利用者人数の増加	53,000人	R2	63,200人	R6	67,796人	70,000人	R8	○	3	2	中間目標数値以上となっており、目標達成の見込みである。
目標3	年間間伐実施面積の増	77ha	R2	78ha	R6	61ha	80ha	R8	×			進捗状況の影響により中間評価目標を下回っているが、引き続き計画に則した整備を回り、目標達成を目指していく。

②事業の進捗状況	事業名	整備量（その他の事業では取組内容）			事業の進捗状況に関する評価
		計画	中間年度 (R6)	最終実績 見込み	
特別措置を適用して行う事業	指標1 主要施設までの7分以内改善 阿南学園～阿南温泉かじかの湯	35分	36分	33分	大下条1号線の地権者との用地交渉に不測に日数を要したことによる工事の大幅な遅れや、大下条8号線の工事進捗の遅れにより、中間目標数値に達することができなかった。目標値を達成するために大下条1号線の事業期間の延長を検討し、目標の達成を目指していく。
	指標2 林産物の生産性向上 和合地区～三遠南信道天龍峡IC	60分	61分	58分	中間評価目標値には達成できなかった。町道大下条128号線の進捗の遅れが原因となるが、着実に進捗はしているため引き続き整備を目指していく。
その他の事業					
計画外で独自に実施した事業	景観整備事業	幹線道路及び林道の支障木伐採・整理を行い道路の景観維持及び通行の安全を確保する			道路沿線の支障木の除去により、道路の見通しの改善や、冬季の日照環境の確保による凍結対策等、道路の安全性が向上している。
	原材料支給事業	町道、林道、農道へ生コンや砕石、作業における重機の借り上げ料に対して補助する。			原材料支給による地元施工により未整備区間の整備が進み、また、道路清掃に伴う重機借り上げ料の補助により、道路の安全性が向上している。
	森林環境保全直接支援事業	阿南町森林整備計画に定めた「水土保全林」を対象として、町との協定締結者が計画的に実施する間伐などの森林整備に対して補助する。			協定締結者への補助を実施することで、町内の森林整備に寄与している。
	しいたけほだ木造成支援事業	阿南町の特産品であるしいたけ生産者を対象としてほだ木の購入に対して補助する。			補助を利用することで多くのほだ木を使用し生産性が高まり、毎年行われるしいたけ品評会で多くの賞を取るなど効果が出ている。
	池の島、二瀬キャンプ場運営事業	キャンプ場の適正な維持管理を行い、利便性を向上させることで利用者の増加を図る。			適正な管理を行っており、リピーターの確保や新規利用者の増加に寄与している。
	阿南温泉かじかの湯運営事業	温泉施設の適正な維持管理を行い、利便性を向上させることで利用者の増加を図る。			適正な維持管理を行っており、利便性が向上していることから利用者の増加に寄与している。

④中間評価の公表方法	阿南町のホームページに掲載予定。
------------	------------------

⑤計画全体の総合評価	地方創生道整備推進交付金により町道と林道を一体的に整備することにより、安全安心なアクセス道路の整備・改善を図るものであり、それらの結果として地域全体として安全安心な道路ネットワークの構築を目指すものである。目標3及び指標1については現時点で目標達成の見込みが厳しい状況であるが、目標が達成できるように引き続き地域再生計画の事業展開を図っていくものである。
------------	---

⑥今後の方針等	中間評価結果の反映状況	有りの場合その具体的内容
	地域再生計画の見直し（有・無） 令和〇年度予算要望額への反映（有・無） 有りの場合の増減額 千円	計画上の道路整備を行うことにより、地域間のネットワークの強化やアクセスの改善がされ、目標は概ね達成される見込みであるが、大下条1号線の事業進捗状況が大幅に遅れており、事業期間内の完了が困難である。中間評価の結果を踏まえ、地域再生計画の変更認定申請を行い、大下条1号線について事業期間を2年間の延長を行う予定。

⑦今後の方針等に対する対応	●事業期間延長の変更認定申請を予定する。内容については、大下条1号線の事業期間を令和10年度まで2年間の延長を申請する。
---------------	--